



島根県報

平成23年12月16日（金）

第2,351号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

解除予定保安林	（森 林 整 備 課）	2
漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生（2件）	（水 産 課）	2
漁業災害補償法の規定による同意	（ 〃 ）	2
島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の一部改正	（ 〃 ）	3
島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の一部改正	（ 〃 ）	3
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	（企 業 立 地 課）	4
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	（ 〃 ）	5
兼用工作物管理協定の成立	（河 川 課）	6

【公 告】

都市計画変更の図書の縦覧	（都 市 計 画 課）	7
--------------	-------------	---

【特定調達公告】

宍道湖流域下水道終末処理場等維持管理業務委託に係る競争入札の参加資格等	（下 水 道 推 進 課）	7
宍道湖流域下水道終末処理場等維持管理業務委託に係る一般競争入札の実施	（ 〃 ）	7

【選管告示】

地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数		12
漁業法に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数		13

告 示**島根県告示第793号**

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成23年12月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除予定保安林の所在場所

浜田市三隅町矢原1094、2728-4、2729、2734-2（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、1094-1、1095-1、1095-3、1101-3、1101-4、1101-6、1102-2、1104-2、1110-3、1110-4、1112-1、1112-2、1112-4、1119-2、1119-4、1120-2、1122-2、2705-2から2705-6まで、2706-4から2706-8まで、2726-6、2727-22、2727-23

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第794号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成23年12月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

松江市加入区（漁業協同組合 J F しまね）

島根県告示第795号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成23年12月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

宍道湖東部加入区（宍道湖漁業協同組合）

島根県告示第796号

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項の規定による同意があったと認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成23年12月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 (1) 加入区の名称

松江市加入区

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね恵曇支所の地区のうち魚瀬・秋鹿連絡所の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表4の項漁業の区分欄3に掲げる漁業の区分

島根県告示第797号

島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱（平成13年島根県告示第268号）の一部を次のように改正する。

平成23年12月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表中	年1.3%以内	を	年1.4%以内	に改める。
	年1.3%以内		年1.4%以内	

附 則

- 1 この告示は、平成23年12月19日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成23年12月19日以後に貸し付けられた島根県漁業近代化資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金については、なお従前の例による。

島根県告示第798号

島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱（平成13年島根県告示第269号）の一部を次のように改正する。

平成23年12月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第5条第2号中「1.3パーセント」を「1.4パーセント」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成23年12月19日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成23年12月19日以後に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

島根県告示第799号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域的生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成23年12月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

東出雲ショッピングパーク 松江市東出雲町錦新町八丁目1番地2

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

コーナン商事株式会社 代表取締役 疋田 耕造 大阪府堺市西区鳳東町四丁401番地1

協同組合東出雲ショッピングパーク 理事長 岸本 正史 松江市東出雲町錦新町八丁目1番3号

伊藤忠エネクス株式会社 代表取締役 小寺 明 東京都港区芝浦3丁目4番1号

(3) 変更する事項

ア 大規模小売店舗の所在地

(変更前) 島根県八束郡東出雲町錦新町八丁目1番地2

(変更後) 島根県松江市東出雲町錦新町八丁目1番地2

イ 建物設置者の住所

① コーナン商事株式会社 代表取締役 疋田 耕造

(変更前) 大阪府堺市西区鳳東町6丁637番地1

(変更後) 大阪府堺市西区鳳東町四丁401番地1

② 協同組合東出雲ショッピングパーク 理事長 岸本 正史

(変更前) 島根県八束郡東出雲町錦新町8丁目1-3

(変更後) 島根県松江市東出雲町錦新町八丁目1番3号

ウ 小売業を行う者の住所

(変更前)

① コーナン商事株式会社 大阪府堺市西区鳳東町6丁637番地1

② 有限会社白銀屋商店 島根県八束郡東出雲町大字出雲郷1669-1

③ 越野薬品有限会社 島根県八束郡東出雲町大字揖屋842

④ 布々内 大輔 島根県八束郡東出雲町大字揖屋1002-1

⑤ 松本 理 島根県八束郡東出雲町大字揖屋1015-2

(変更後)

① コーナン商事株式会社 大阪府堺市西区鳳東町四丁401番地1

② 有限会社白銀屋商店 島根県松江市東出雲町出雲郷1669-1

③ 越野薬品有限会社 島根県松江市東出雲町揖屋842

④ 布々内 大輔 島根県松江市東出雲町揖屋1002-1

⑤ 松本 理 島根県松江市東出雲町揖屋1015-2

(4) 変更の年月日

平成23年8月1日

2 届出年月日

平成23年12月2日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部産業振興課（松江市末次町86番地）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第800号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成23年12月16日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

東出雲ショッピングパーク 松江市東出雲町錦新町八丁目1番地2

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

コーナン商事株式会社 代表取締役 疋田 耕造 大阪府堺市西区鳳東町四丁401番地1

協同組合東出雲ショッピングパーク 理事長 岸本 正史 島根県松江市東出雲町錦新町八丁目1番3号

伊藤忠エネクス株式会社 代表取締役 小寺 明 東京都港区芝浦3丁目4番1号

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前）9,661平方メートル（コーナン棟：6,934平方メートル、協同組合棟：2,727平方メートル）

（変更後）13,428平方メートル（コーナン棟：10,701平方メートル、協同組合棟：2,727平方メートル）

イ 駐車場の収容台数

（変更前）662台（コーナン棟：539台、協同組合棟：123台）

（変更後）531台（コーナン棟：408台、協同組合棟：123台）

ウ 駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）326台（コーナン棟南西側：98台、コーナン棟南東側：160台、協同組合棟側：68台）

（変更後）93台（コーナン棟南側：25台、協同組合棟側：68台）

エ 荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）562平方メートル（コーナン棟北側：500平方メートル、協同組合棟北東側：15平方メートル、北側：

28平方メートル、南東側：19平方メートル)

(変更後) 884平方メートル (コーナン棟北側①：298平方メートル、北側②：160平方メートル、協同組合棟北側：246平方メートル、東側：180平方メートル)

オ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) コーナン棟：午前7時00分から午後9時00分まで

(変更後) コーナン棟：午前6時00分から午後9時00分まで

カ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 全駐車場：午前6時30分から午後11時30分まで

(変更後) 全駐車場：午前5時30分から午後11時30分まで

(4) 変更の年月日

平成24年8月3日

2 届出年月日

平成23年12月2日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部産業振興課 (松江市末次町86番地)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第801号

河川法 (昭和39年法律第167号) 第17条第1項の規定により堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図書は、島根県県央県土整備事務所 (大田事業所) に備え置いて縦覧に供する。

平成23年12月16日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 河川の名称

二級河川大原川水系大原川

2 河川管理施設の名称又は種類

右岸堤防

3 河川管理施設の位置

大田市久手町波根西1510番2地先から同所1392番13地先まで

4 管理を行う者の氏名及び住所

道路管理者 大田市長

大田市大田町大田口1111番地

5 管理の内容

- (1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについての維持
- (3) 原則として、道路専用施設に係る災害復旧

6 管理の期間

平成23年11月17日から道路の存続する日まで

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成23年12月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画の種類

松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）公園

2 都市計画を変更する土地の区域

松江市玉湯町玉造

3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

特 定 調 達 公 告

平成23年度において、宍道湖流域下水道終末処理場等維持管理業務の委託に係る特定調達契約の締結が見込まれるので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

平成23年12月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 特定調達契約により調達をする役務の種類

宍道湖流域下水道終末処理場等維持管理業務

2 一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格、当該資格の審査に係る申請の方法並びに当該資格の有効期間及びその更新の手続

宍道湖流域下水道終末処理場等における維持管理業務委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成10年島根県告示第58号）に定めるところによる。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成23年12月16日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 調達内容

(1) 委託業務名及び数量

宍道湖流域下水道終末処理場等維持管理業務委託 一式

(2) 委託場所

宍道湖東部浄化センター（島根県松江市竹矢町1444）、宍道湖西部浄化センター（島根県出雲市大社町中荒木2391）等

(3) 施設の概要

ア 宍道湖東部浄化センター

処理方式 凝集剤添加活性汚泥循環変法及び砂ろ過法による高度処理

処理能力 72,000m³/日（日最大）

イ 宍道湖西部浄化センター

処理方式 標準活性汚泥法

処理能力 36,000m³/日（日最大）

(4) 業務内容

ア 保守点検業務

イ 運転操作監視業務

ウ 水質試験業務

エ 事務業務

オ 保安業務

カ 場外ポンプ場維持管理・巡回業務（西部処理区のみ）

キ 管渠制水ゲート点検業務

ク 場外マンホールポンプ等点検業務（東部処理区のみ）

ケ 法定項目分析業務

コ 定期点検等対応業務

サ 清掃業務

シ 樹木管理及び除草業務

ス 修繕対応業務

セ ユーティリティー手配及び管理業務

ソ 法定検査業務

タ 電気主任技術者及びエネルギー管理員の業務

チ し渣等収集運搬業務

ツ その他必要な業務

(5) 委託期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

(6) 本業務委託は、事業計画等に関する技術提案を受け付け、履行内容を確実に実現できるか否かについて審査し、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する履行体制確認型総合評価落札方式を適用する業務委託である。また、宍道湖流域下水道終末処理場等における維持管理業務委託に係る低入札価格調査制度実施要領（以下「低入札要領」という。）に基づく低入札価格調査制度が適用される業務委託である。

2 入札参加資格

(1) 共同企業体でない者の資格要件

- ア 宍道湖流域下水道終末処理場等における維持管理業務委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成10年島根県告示第58号。以下「審査要綱」という。）第2条の規定による資格の認定を受けている者であること。
- イ 下水道法（昭和33年法律第79号）第22条第2項に規定する資格を有する者を宍道湖東部浄化センター及び宍道湖西部浄化センターごとにそれぞれ専任で2名配置できること。
- ウ 平成18年度以降に、単独又は共同企業体の代表者として、標準活性汚泥法（高度処理の変法を含む。）を用いる終末処理場と同等以上の方法を用いる終末処理場の維持管理業務の完了実績があること。
- エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- オ 公告の日から入札書等提出期限の日までの間に、島根県の指名停止を受けていない者であること。
- カ 島根県において、県税の滞納がない者又は納税義務がない者であること。
- キ 消費税及び地方消費税の滞納がない者又は納税義務がない者であること。
- ク 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号。以下「登録規程」という。）第10条の規定による消除を受けていないこと。
- ケ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。また、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- コ 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がある場合、若しくは、その他入札の適正さが阻害されると認められる関係がないこと。
- サ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、島根県の発注する業務委託等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

(2) 共同企業体の資格要件

- ア 3者以内の構成員により任意に結成されたものであること。
- イ 共同企業体結成に係る協定を締結していること。
- ウ 構成員のうち最大の履行能力を有する者が代表者であり、かつ、その者の出資比率が最大であること。
- エ 各構成員の出資比率が均等割の10分の6以上であること。
- オ 各構成員が前号ア及びエからサまでの要件を全て満たしている者であること。
- カ 共同企業体が前号イの要件を満たしている者であること。
- キ 共同企業体の代表者が前号ウの要件を満たしている者であること。
- ク 各構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独で当該入札に参加していないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎1階）

島根県土木部下水道推進課 管理グループ 電話0852-22-5470

(2) 入札手続等

島根県電子入札運用基準（以下「電子入札運用基準」という。）により電子調達システムにより行うものとする。ただし、電子調達システムの利用未登録者及び事情により入札手続を書面により行う者は、電子入札運用基準により紙入札方式参加承認願いを提出し、承認された場合に限り書面による（以下「紙入札」という。）ことができる。

なお、紙入札を行う場合における書類の郵送等に当たっては、郵便書留等の配達記録が残るもの（以下「郵送等」という。）を利用すること。

(3) 受託者選定要項の交付

ア 交付期間

平成23年12月16日から平成24年1月6日まで

イ 交付の方法

入札情報サービス（PPI）を利用すること。

(<https://choutatsuweb.pref.shimane.lg.jp/portal>)

(4) 入札参加資格の確認

ア この入札に参加を希望する者は、審査要綱第4条第1項第1号から第5号までに規定する申請書類を、平成24年1月6日午後4時までに(1)の場所に提出し、審査要綱第2条の規定による認定を受けなければならない。ただし、審査要綱第6条に規定する入札参加資格の有効期間が、入札の日において満了しない者は除く。

イ この入札に参加を希望する者は、本公告に示した入札参加資格を有することの確認を受けるため、入札説明書の7において示す書類を、次のとおり提出すること。

(7) 受付期間

平成23年12月16日から平成24年1月6日までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する島根県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（ただし、平成24年1月6日は午後4時までとし、郵送等の場合は必着とする。）。

(4) 提出方法

電子入札運用基準により電子調達システムを利用し提出すること。また、紙入札による場合は、(1)の担当部局へ郵送等又は持参しなければならない。

(5) 技術提案書の提出

ア 期限

平成24年2月6日正午（郵送等による提出にあつては、平成24年2月3日午後5時必着）

イ 提出方法

電子調達システムにより提出すること。

また、紙入札による場合は、(1)の担当部局へ郵送等をし、又は持参すること。

(6) 入札書及び業務費用内訳書の提出

入札参加資格の確認を受けた者は、次のとおり入札書及び業務費用内訳書を提出すること。

ア 提出期間

平成24年2月16日午前9時から平成24年2月17日午後4時まで。ただし、平成24年2月16日午後5時から平成24年2月17日午前9時までの間を除く。

イ 提出方法

(4)のイの(4)と同じ。

(7) 契約条項を示す場所

(1)の担当部局

(8) 開札

ア 日時

平成24年2月23日午前10時

イ 場所

島根県松江市殿町8番地 島根県土木部下水道推進課

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

入札者が見積もる金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

免除する。ただし、契約締結の際に、落札者が業務を履行することができない場合に落札者に代わって業務を履行

することを保証する業務履行保証人を付さなければならない。

(4) 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- ア 入札者の資格、入札に関する条件に違反した者のした入札
- イ 同一人が同一事項について2以上の入札をした場合のそのいずれもの入札
- ウ 金額の記入がない入札書による入札
- エ 金額を訂正した入札書による入札
- オ 入札書の委託業務名又は委託場所のいずれかが公告と一致しない入札書による入札
- カ 入札書の委託業務名、委託場所、商号又は名称、所在地又は代表者名のいずれかが記載されず、若しくは記載に誤りがある入札書による入札
- キ 入札書又は業務費用内訳書に押印がない入札
- ク 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書による入札
- ケ 商号又は名称が記載されない業務費用内訳書を提出した者がした入札
- コ 内容が未記入その他の不備のある業務費用内訳書を提出した者がした入札
- サ 業務費用内訳書を提出しない者がした入札
- シ 業務費用内訳書の合計金額と、入札書のコが一致しない者がした入札
- ス 端数調整を行っている業務費用内訳書を提出した者がした入札
- セ 設計図書である年度・処理区分別総括表に記載した項目が未記載（他項目や明細書に一括計上し、内訳が判らないものを含む。）の者がした入札
- ソ 値引き表示のある業務費用内訳書を提出した者がした入札
- タ 業務費用内訳書のタテヨコ計算に違算がある者がした入札
- チ 入札参加資格のあることを確認された者であっても、確認後入札の時点までに登録規程第10条の規定により消除を受けた者又は島根県の指名停止を受けた者のした入札
- ツ 入札書提出後、開札までに入札条件を満たさなくなったことを届け出た者がした入札
- テ 入札書等提出期限の翌日から落札決定までに、登録規程第10条の規定により消除を受けた者又は島根県の指名停止を受けた者がした入札
- ト 虚偽の申請又は届出を行った者がした入札
- ナ 明らかに談合その他の不正な行為によってされたと認められる入札
- ニ 前号に掲げる者のほか公告等において示した入札条件に違反した入札

(5) 契約書作成の要否

要する。

(6) 落札者の決定

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者として決定する。

総合評価点の最も高い者が2名以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。ただし、低入札要領に基づく低入札調査基準価格を下回る入札があった場合は、低入札要領に基づく調査を実施した上で落札者を決定する。この場合、低入札調査基準価格を下回る入札を行った者は、事後の資料提出等調査に協力しなければならない場合がある。

(7) その他

詳細は、受託者選定要項による。

5 Summary

- (1) Commodities procured, service name and quantity :

Lake Shinji Basin Sewerage Treatment Plant etc. Maintenance Management Program

(2) Deadline for tender : 17 February 2012, 4 : 00p.m

(3) Date and time for the opening of tenders : 23 February 2012, 10 : 00a.m

(4) Department in charge of contracts :

Administration Section, Wastewater Treatment Division, Department of Public Works, Shimane Prefectural Office

8 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture 690-8501 Ph : 0852-22-5470

選挙管理委員会告示

島根県選挙管理委員会告示第83号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数又は3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成23年12月16日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

- | | |
|--|---------|
| 1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数 | 11,814 |
| 2 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） | 165,111 |
| 3 地方自治法第80条第1項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） | |
| 仁多選挙区 | 4,105 |
| 邑智選挙区 | 6,105 |
| 鹿足選挙区 | 4,406 |
| 隠岐選挙区 | 6,155 |
| 松江選挙区 | 55,855 |
| 浜田選挙区 | 16,409 |
| 出雲選挙区 | 46,783 |
| 益田選挙区 | 13,915 |
| 大田選挙区 | 10,871 |
| 安来選挙区 | 11,633 |
| 江津選挙区 | 7,203 |
| 雲南・飯石選挙区 | 13,452 |
| 4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） | 165,111 |

島根県選挙管理委員会告示第84号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第2項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は次のとおりである。

平成23年12月16日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

島根海区

1,274

隠岐海区

377